

## 陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、令和3年第1回定例会の議会運営委員会から令和3年第2回定例会の議会運営委員会までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
3	R3. 5. 13	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
4	R3. 5. 13	正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
5	R3. 5. 13	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
6	R3. 5. 13	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
7	R3. 5. 13	障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
8	R3. 5. 13	消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
9	R3. 5. 13	「1年単位の变形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間化過密労働解消のための施策を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——
10	R3. 6. 2	ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	——

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、国や県に対して意見書の提出を求める陳情などは、申し合わせにより「聞きおく」として定例会中の常任委員会等での審査は行わないこととし、全議員にその写しを配付します。

「聞きおく」とされた陳情のうち、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合、定例会の中日の前日までに案を添えて議長に申し出ることになっています。今期定例会において、申し出はありませんでした。